

相談
無料

有期契約社員、パートタイマー社員等の
キャリアアップに取り組む事業所様必見！

“キャリアアップ助成金”を 活用してみませんか？

下記のような人財に該当者がいたら受給の可能性ががあります！！

積極的に
中途採用を
行っている

欠員の補填など
必要に応じて
中途採用を行っている

中途採用者は
その能力を把握する
期間を設けている

現在
正社員登用するに
相応しい人物が
社内にいる

将来的に
正社員として
活躍して欲しいと
期待する人物がいる

まずは
助成金の
内容について
話を聞いてみたい

☆☆正規雇用等転換コースの助成金支給額☆☆

- ① 有期契約社員⇒正社員 : 1人あたり 57万円
- ② 無期契約社員⇒正社員 : 1人あたり 28.5万円
- ③ 有期契約社員⇒無期社員 : 1人あたり 28.5万円

<①～③合わせて1年度当たり15人までが対象となります>

<東京都内に対象事業所がある会社は、**東京都の上乗せ給付**があります>

<助成金の受給には一定のルールがあります。専門家である社会保険労務士にお任せ下さい！>

ご相談、無料です！下記までお気軽にお問い合わせ下さいませ！

TEL 03-5653-7330

E-mail info@sr-inouehrm.jp

※お電話の受付は平日の9：00～18：00になります。 ※メールでのお問い合わせは24時間対応しています。

江東区の社会保険労務士

『社会保険労務士 井上徹事務所』 宛て

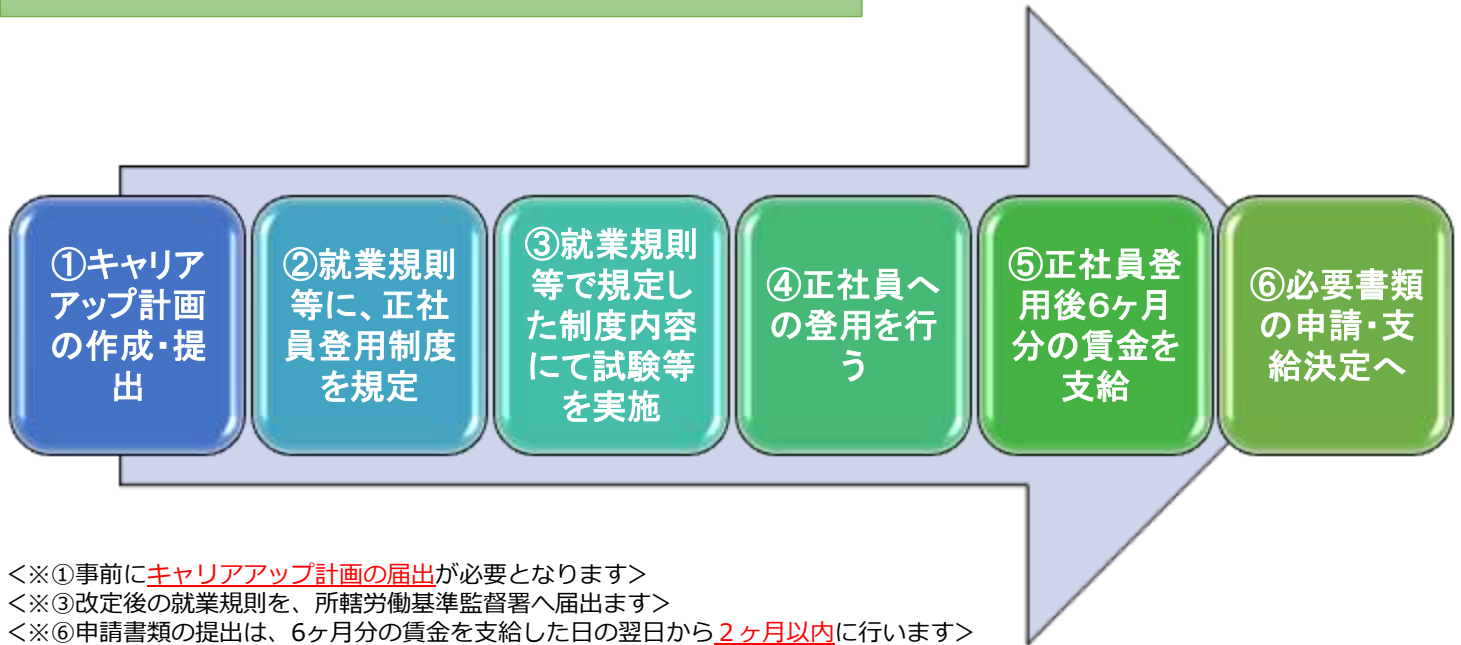
URL: <http://www.sr-inouehrm.jp>

正社員化コース

○ 有期契約労働者等を**正規雇用労働者等に転換または直接雇用**した場合に助成

- ① 有期 → 正規：1人当たり**57万円<72万円>**（**42万7,500円<54万円>**）
 - ② 有期 → 無期：1人当たり**28万5,000円<36万円>**（**21万3,750円<27万円>**）
 - ③ 無期 → 正規：1人当たり**28万5,000円<36万円>**（**21万3,750円<27万円>**）
- <①～③合わせて1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は15人まで>

☆☆ 『①計画作成から⑥支給決定』までの流れ☆☆



就業規則等規定例

第〇条（正規雇用への転換）

勤続〇年以上の者又は有期実習型訓練修了者で、本人が希望する場合は、正規雇用に転換させることがある。

2 転換時期は、毎年原則4月1日とする。

3 所属長の推薦がある者に対し、面接及び筆記試験を実施し、合格した場合について転換することとする。

当事務所にて助成金の『**計画作成から支給決定まで**』一連の手続きをサポート致します！

TEL **03-5653-7330**

E-mail info@sr-inouehrm.jp

※お電話の受付は平日の9：00～18：00になります。 ※メールでのお問い合わせは24時間対応しています。

江東区の社会保険労務士

『**社会保険労務士 井上徹事務所**』 宛て

URL: <http://www.sr-inouehrm.jp>